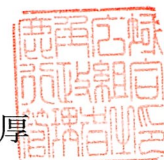


公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告および実施要領

次のとおり委託事業者選定を行うため、下記により技術提案書の提出を招請する。

令和 6年 4月15日

鹿角広域行政組合
管理者 関 厚



1. 業務の目的

本組合が所有する環境衛生センターごみ処理場は、平成14年11月に竣工し、圏域内で発生する可燃ごみの処理を行っているが、稼働開始から20年以上が経過し、設備の各所において老朽化が顕在化してきている状況にある。本組合では、一般廃棄物処理行政を取り巻く状況、ストックマネジメントの考え方も念頭に置きながら、今後の可燃ごみ処理及び施設の在り方を検討しているところである。

本業務は、環境衛生センターごみ処理場について廃棄物の清掃及び処理に関する法律に規定される精密機能検査を実施して施設の現状を精査しつつ、施設を有効活用する基幹的設備改良工事を見据えた長寿命化総合計画の立案、及び循環型社会形成推進地域計画を策定することで、施設を含めた本組合の今後のごみ処理体制の将来像を明らかにすることを目的とする。

2. 発注方法

本業務は参加確認申請、選定等の手続きを公募型プロポーザル方式により行う。

3. プロポーザルの概要

- 1) 業務名称 環境衛生センターごみ処理場長寿命化計画作成等業務委託
- 2) 業務内容 「技術提案書作成要領」のとおりに
- 3) 業務委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 4) 委託料上限額 19,063,000円（10%消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務の項目

- 1) 精密機能検査業務 一式
- 2) 長寿命化総合計画策定業務 一式
- 3) 循環型社会形成推進地域計計画策定業務 一式

5. 対象施設

- 1) 施設名称 環境衛生センターごみ処理場
- 2) 所在地 秋田県鹿角市十和田毛馬内字鹿倉崎26番地内
- 3) 施設規模 60t/日（30t/24h×2基）
- 4) 炉型式 全連続方式流動床ガス化溶解炉

6. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする事業者等は、参加申し込みに応募する時点で以下に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 条に該当しないこと。
- 2) 令和 5・6 年度鹿角市入札参加資格者名簿に下記の全ての登録があること。
① 土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物）
- 3) 企業として同種業務及び類似業務の業務実績があること。
※同種業務とは、ごみ処理施設に係る長寿命化計画策定業務のことをいう。
※類似業務とは、ごみ処理施設に係る計画・設計業務のことをいう。
- 4) 配置予定管理技術者として同種業務及び類似業務の業務実績があり、技術士（衛生工学部門・廃棄物関連）又は R C C M（廃棄物）の資格を有していること。
- 5) 鹿角市指名停止基準に関する規定に基づく指名停止期間中の企業でないこと。
- 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生または再生手続きの申立てがなされたものではないこと。
- 7) 秋田県内に本店、支店もしくは営業所等事業所を配置していること。
- 8) 税に滞納がないものであること

7. スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは下記の通りとする。

項 目	日 程
プロポーザル公告日	令和 6 年 4 月 1 5 日 (月)
プロポーザル実施要領・ 技術提案書作成要領の公表	
質問書の受け付け開始	
参加表明書の提出期限	” 4 月 2 2 日 (月)
質問書への回答期限	” 4 月 1 7 日 (水)
参加表明に関する質問	
技術提案書に関する質問	” 4 月 2 5 日 (木)
参加表明に対する可否の通知	” 4 月 2 3 日 (火)
技術提案書の提出期限	” 4 月 3 0 日 (火)
審査会（プレゼンテーション）実施日	” 5 月 9 日 (木)
選考結果の公表・通知書の発送	” 5 月 1 0 日 (金)
契約交渉・締結期限	” 5 月 1 6 日 (木)
契約締結（予定）	” 5 月 1 7 日 (金)

8. 参加表明書の提出

- 1) 提出期限 令和 6 年 4 月 2 2 日 (月)

- 2) 提出書類 (いずれも組合ホームページ掲載)
 - ① 参加表明書 (様式第1号)
 - ② 企業の業務実績等 (様式第2号)
 - ③ 配置予定管理技術者の資格と業務実績 (様式第3号)
 - ④ 業務実績の契約書及び特記仕様書又はテクリス登録書
 - ⑤ 配置予定管理技術者の健康保険証と資格証明書
- 3) 提出方法 持参又は郵送による。その他の方法による提出は認めない。なお郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- 4) 提出場所 事務局
- 5) 提出部数 2部

9. 質問受け付け及び回答

- 1) 受付期間 令和6年4月17日(水)まで※参加資格に関する事項
" 4月25日(木)まで※技術提案書に関する事項
- 2) 質問内容 参加資格及び実施要領・技術提案書作成要領に関すること
- 3) 質問方法 電子メールにて様式第4号により提出すること。なお、送信後は確認のため電話連絡をすること。
- 4) 回答方法 質問者に対し、質問受付日の翌日17時までに電子メールにより回答するとともに、期間内における全ての質問事項・回答内容を一覧により組合ホームページへ随時掲載する。

10. 参加資格の審査及び通知

参加表明書の審査は「プロポーザル参加資格要件」により審査し、その結果を令和6年4月23日(火)までに書面により通知する。

参加資格を認定したすべての参加表明者に対して技術提案書を要請する。

11. 技術提案書

- 1) 提出期限 令和6年4月30日(火)
- 2) 提出書類 別紙技術提案書作成要領による。
- 3) 提出方法 持参又は郵送による。その他の方法による提出は認めない。なお郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- 4) 提出場所 事務局
- 5) 提出部数 原本1部 副本5部

12. 審査会の実施について

- 1) 審査の方法 本プロポーザルに参加しようとする者は、技術提案書類を提出するとともに、別途開催する審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。

①日 時 令和6年5月9日(木) 10時30分から(予定)

※なおプレゼンテーションの順番については、事前に事務局で抽選をし、個別に順番及び開始時間を通知する。

- ②場 所 鹿角広域行政組合 事務局
- ③所要時間 1 提案者につき、準備 5 分以内、提案書説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度とする。
- ④追加資料の配布 審査会会場において、追加資料の配布は認めない。
- ⑤使用できる設備 プロジェクター・スクリーンは事務局で準備する。
パソコンについては提案者で準備すること。

1 3. 審査方法及び選考基準について

- 1) 審査方法 審査は審査員が行い、提出書類と審査会（プレゼンテーション）等により審査を行う。選考基準により予算の範囲内で最も優れた提案を行った 1 社を委託先候補者として決定する。
- 2) 選考基準 審査にあたっては以下のポイントにより判断することとする。
 - ①業務の適格性
 - ア) 業務遂行能力の確実性
 - イ) 同種業務等の実績
 - ②技術提案内容
 - ア) 業務に対する精通度
 - イ) 調査・選定手段の的確性、有効性
 - ウ) 業務工程の効率性、確実性
 - ③見積金額の妥当性
- 3) 選考結果 選考結果については、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。

1 4. 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成、プレゼンテーション等にかかる費用は提出者の負担とする。

1 5. その他の事項

- 1) 委託先候補者が契約を辞退した場合は、選考結果の次点の提案者を候補者として繰り上げる。
- 2) 要領に定めのない事項については鹿角広域行政組合が定める手続きによる。
- 3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- 4) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。

【担当課】

鹿角広域行政組合 事務局（担当：安保・諏訪）
〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畑 100 番地 2
電話：0186-22-2611 FAX：0186-22-2612
メール：kouiki@ink.or.jp